

Gegenreformation は「対抗宗教改革」か ——西洋近世史研究におけるドイツ語解釈を巡って——

今 野 元

一. Gegenreformation 排斥運動の展開：ドイツから日本への波及

近年日本の西洋史学界では、「反宗教改革」という表現を嫌う人たちが増えてきた。マルティン・ルターが1517年に「宗教改革」を開始したが、それを拒絶したカトリック教会も、その応答としてトリエント公会議で「反宗教改革」を始め、プロテスタント勢力への反撃を開始し、宗教戦争に突入したという説明は、かつて定説であったように思う¹⁾。この「反宗教改革」というのは、Gegenreformation というドイツ語の日本語訳だが、この表現にはカトリック教会を専ら受動的、保守的な組織だと見る偏見が込められているとして、日本学界では言葉狩りが行われているのである。

そもそも Gegenreformation という概念は、18世紀ドイツのプロテスタントが用い始め、カトリックにも受容されたものだという²⁾。帝国内法学の旗手として有名なゲッティンゲン大学教授ヨハン・シュテファン・ピュッター（1725年-1807年）は、『アウクスブルク信仰告白』（1776年）で、一旦プロテスタント化していた領域をカトリック側に強引に引き戻す行為を、Gegenreformation という概念で表現した。それは個々の行為を指したので、Gegenreformationen と複数形で用いられた（但しプロテスタント側に関しては Reformation と単数扱い³⁾）。また歴史家のベルリン大学歴史学教授レオポルト・フォン・ランケ（1795年-1886年）は、この Gegenreformation 概念を個々の行為としても、それらを包含する一つの現象としても用いた。ボン大学歴史学教授モーリッツ・リッター（1840年-1923年：カトリック、のち古カトリック）は、1876年に Gegenreformation の講義を予告し、更に1889年以降に『Gegenreformation 時代

のドイツ史』を刊行した。その第一巻では、Gegenreformationとしてローマ皇帝マクシミリアン二世の統治、エステルライヒの再カトリック化、トリエント公会議決議の実施、聖界諸侯領を巡る争いなど、ドイツ各地の動きが概観されている⁴⁾。このリッターの著作から、他の語圏にも *contre-réforme*、*controriforma*、*counter-reformation* などの訳語が広まっていったといわれる。ハイデルベルク大学教授（国民経済学）エーベルハルト・ゴートハイン（1853年-1923年）は、「Gegenreformationの文化史」と称して『イグナティウス・フォン・ロヨラとGegenreformation』（1895年）を著し、Gegenreformationの起源をスペインに見出した⁵⁾。

このGegenreformation概念の見直しは、19世紀のプロテスタント歴史家が本格的に始めた。ランケ・ジーベル門下のボン大学教授ヴィルヘルム・マウレンブレヒャー（1838年-1892年）は、『*Katholische Reformationの歴史*』第一巻（1880年）を発表した。ボン大学に通ったヴィルヘルム王子（のちのドイツ皇帝ヴィルヘルム二世）に献呈された同書で、マウレンブレヒャーは元々カトリック教会のGegenreformationを描こうと計画していたが、そのうちに *evangelische oder protestantische Reformation* と並ぶ *katholische Reformation*、つまりプロテスタンティズム誕生以前からのカトリシズムの改革、プロテスタンティズムとの相互作用があると考えようになり、この表現を提案しつつ、カスティリヤ王イサベル、サヴォナローラ、ドイツ人文主義、第五ラテラーノ公会議、エラスムスなどを描いた（Gegenreformation概念は使用不能だと説いたわけではない）。マウレンブレヒャーは、宗教改革者の「世界史の進歩」への貢献を確信するプロテスタントでありながら、「歴史家の真の学問的客観性」の観点から、従来の歴史叙述がプロテスタンティズム本位に傾斜していたことを問題視し、*katholische Reformation* に関する研究の「隙間」を埋めようとした⁶⁾。実は類似の問題提起は、すでにカトリックの論者（シュヴァーベンの司祭ヨーゼフ・ケルカーの *katholische Reform* 論（1859年）、コンスタンティン・フォン・ヘフラーの *romanische Reformation* 論（1878年））が行っていたが、とりわけ論議を呼んだのはマウレンブレヒャーの問題提起だった。

このマウレンブレヒャーの *katholische Reformation* 論に対し、同じプロテス

タントの間からは異論が出た。マックス・ヴェーバーの伯父で、のち『カール五世とドイツ宗教改革』（1889年）の著者となるシュトラスブルク大学教授ヘルマン・バウムガルテン（1825年-1895年）は、1881年にマウレンブレッヒャーの命題について、イサベル時代のスペイン教会の動きには異端審問など Reformation には程遠い部分があった筈で、それをルターと同列に置いてカトリックの Reformation などと呼べるかは疑問であり、同書を見る限り Restauration（復古・恢復）でしかないのではないかとした。またバウムガルテンは、15世紀末イタリアに関して言及されたメディチ家のフィレンツェ・プラトン・アカデミア及びサヴォナローラは性格が異なりすぎ、またフランスへの言及が精神面でも政治面でも不足しているという。バウムガルテンは、15世紀のドイツ教会や16世紀初頭のドイツ人文主義に関する叙述は非常に評価できるが、エラスムスについては過大評価ではないかとした。バウムガルテンは最後に、カトリシズムの精神力にとって学問と並んで美術が重要だったとし、言及が必要だった筈だと説いた。文末でバウムガルテンは、第二巻では Katholische Reformation の概念に拘らずに二大教会の偉大な闘争を描いてはどうかと勧めている⁷⁾。バウムガルテンの書評は、必ずしもプロテスタンティズムの党派的立場からの批判ではなく、叙述上の助言をした面もあったが、マウレンブレッヒャー『Katholische Reformation の歴史』は、第二巻以降が出なかった。

それでもなお katholische Reformation を再論したのが、インスブルック大学教授・在教皇庁大使ルートヴィヒ・フォン・パストル男爵（1854年-1928年、カルヴァン派、のちカトリック）である。パストルは『教皇の歴史』第五巻を Geschichte der Päpste im Zeitalter der katholischen Reformation und Restauration と題し、それ以降の巻でカトリック勢力による旧領恢復運動を描いた。パストルは、ピュッターのいう Gegenreformation を、katholische Reformation とは区別して katholische Restauration と表現したのだった⁸⁾。

20世紀半ば、katholische Reform/Gegenreformation の二元論を唱えたのがフベルト・イエディン（1900年-1980年）である。シュレジエン生まれのカトリック司祭だったが、母がユダヤ人だったイエディンは、NS 政権期をヴァチカンで過ごした。イエディンは、宗教改革以前からのカトリック側の動き

を表現するために、ケルカーに続きボン大学教授（教会史）ヨーゼフ・グレーフェン（1883年-1934年）、ミュンスター大学（のちマインツ大学）教授（教会史）ヨーゼフ・ロルツ（1887年-1975年）が用いていた *katholische Reform* 概念を用いるべきだとした。イエディンの議論は、パストルのものを実質的に引き継いでいるが、*katholische Reformation* の概念を用いないのは、プロテスタンティズムの *Reformation* のアンチテーゼのような意味合いを薄めるためだという。イエディンは、*katholische Reform* を15世紀から16世紀への一連の動きと総体で見えていたため、*katholische Reformen* と複数形にはしなかった。イエディンは、*Gegenreformation* は *katholische Reform* から得た抵抗力を発揮した行為であり、後者が前者の前提だと位置付けた。イエディンはこの *Gegenreformation* について、カトリック教会全体が戦闘意欲に燃えていたとし、ヨハン・エック（1486年-1543年）やアルベルト・ピグヒウス（1490年頃-1542年）らの「論争神学」、「兵士」ロヨラ、イエス会、カプチン会、ヴォルムス勅令と、暴力も辞さない姿勢でカトリック勢力がプロテスタント鎮圧に臨んだことを描いた。最終的にイエディンは、*katholische Reform* は「内面的刷新を通じたカトリック的生活の理想に向けての教会の自己省察」、*Gegenreformation* は「プロテスタンティズムとの闘争における教会の自己主張」と定義した。なおイエディンは、パストルが用いた *katholische Restauration* をも存置し、それを「喪失した領域の再カトリック化」の意味で用いるのがよいとしている⁹⁾。

ドイツ敗戦後にボン大学教授になったイエディンは、ヴァチカン枢密文書館での史料解析を踏まえて、トリエント公会議の専門家として名を上げた。イエディンはこの公会議を、あらゆる領域への影響の深さで他の公会議から隔絶しているとし、プロテスタンティズムに対抗してカトリック的信仰の真理を明確にし、教会の規律を刷新したと高く評価している。イエディンは、トリエント公会議の義化教令が第五ラテラーノ公会議（1512年-1514年）で出されていたら宗教改革は起こらなかつただろうという、プロテスタントのベルリン大学教授（教会史）アドルフ・フォン・ハルナック（1851年-1930年）の発言を援用しているが、同時にこの公会議でカトリック教会がもはや中世のままではなく、反プロテスタンティズム的なものになったことをも認めている¹⁰⁾。イエ

ディンの大著『トリエント公会議の歴史』は、パドゥアのマルシリオやオッカムのウィリアムの公会議主義に遡って改革公会議の歴史を描いており、ルターはその大河ドラマにおける一つの逸話という扱いになっている¹¹⁾。

なおも存置される **Gegenreformation** 概念に不満な論者は、**Konfessionalisierung** という概念を考案した。この概念は、領邦国家の社会が宗派的に規律されていく現象を指すもので、当初は近世史家ゲルハルト・エストライヒ（1910年-1978年）が説いた「社会的規律化」の一局面と位置付けられた¹²⁾。そこには領邦君主が宗派を選び、自領邦の統治の中心に据えて住民に強要し、異論派を排除した点では、カトリック勢力もプロテスタント勢力も同じだという主張が込められている。チュービンゲン大学教授エルンスト・ヴァルター・ツェーデン（1916年-2011年：プロテスタント、のちカトリック）は、カトリック教会、プロテスタント教会（ルター派・カルヴァン派）の3宗派を念頭に置いて「宗派形成」（**Konfessionsbildung**）という概念を提案したが、**Gegenreformation** をも **katholische Reform** をも並行して用いた。ツェーデンは、初期プロテスタンティズムにカトリック的習慣が残存していたことをも指摘している¹³⁾。ツェーデンの宗教史的な **Konfessionsbildung** 概念に替えて、1970年代に **Konfessionalisierung** という社会史的な新概念を提案したのが、アウクスブルク大学（のちフライブルク大学）教授（近世史・非欧州史）ヴォルフガング・ラインハルト（1937年-）、オスナブリュック大学（のちギーゼン、ベルリン大学）教授（近世）ハインツ・シリリング（1942年-）である。シリリングがリッペ伯領を例にプロテスタンティズムを主に扱ったのに対し、カトリック領邦とプロテスタント領邦との共通性を力説し、**Gegenreformation** を排除したのがラインハルトだった¹⁴⁾。

さて、日本学界における **Gegenreformation** 排斥運動は、イエディン受容として始まったが、ドイツ語圏よりカトリシズム擁護の色彩が一層強くなっている。第一段階として、**Gegenreformation** というドイツ語を所与の前提としつつ、「反宗教改革」から「対抗宗教改革」へと訳し直す運動が起きた。この改訳により、カトリック教会もただ保守的だったわけではなく、絶えず改革をしていたことがより明確に表現できると考えたのである。この運動は、「反宗教改革」は差別的で、「対抗宗教改革」は（少なくとも比較的）差別的でないと考えて

いた。第二段階として、「反宗教改革」にしる「対抗宗教改革」にしる、Gegenreformation に由来する訳語は、全てカトリック教会に対して差別的だとして排斥し、代わりに「カトリック改革」という表現を提案する運動が起きた。こう表現することにより、カトリック教会がルターらとは無関係に、ずっと改革を怠らなかつたと主張することにしたのである。とはいえ実際は、単純に第一の運動から第二の運動へと移行したわけではない。

CiNii で調べると、1980年代から表題に「対抗宗教改革」を掲げる論文が登場してくる。上智大学教授（スペイン美術史）だった神吉敬三（1932年-1996年）曰く「一般に、反宗教改革と訳されているが、私は、プロテスタントによる宗教改革に対抗するカトリックの宗教改革があったと考えるので、*counter-reformation* に対抗宗教改革という訳語を当てている¹⁵⁾。ただ美術史研究などには、学界の流行に順応しただけで、「反宗教改革」概念への意見表明が特に受容も多かつた¹⁶⁾。

日本で Gegenreformation 排斥運動の積極的推進者として登場したのが、筑波大学名誉教授の澤田昭夫（1928年-2015年）である。1994年、澤田の監修による『宗教改革著作集』第13巻（1994年）が、「カトリック改革」という副題で刊行された。全15巻の『宗教改革著作集』は、基本的にプロテスタント諸派の作品を集めたものだが、この巻はカトリック側の作品のみに割かれている。カトリックの澤田は、トーマス・モア研究で知られる西洋史研究者で、ボン大学時代の恩師イエディンを「カトリック改革の世界的権威」と呼んで崇め、同巻にラテン語の献辞まで付している。澤田は、同巻「解説」で「反カトリック的偏見に満ちた歴史観」を糾弾し、プロテスタント系論客によって広められた Gegenreformation 概念が、「反対宗教改革」「反動宗教改革」「対抗宗教改革」「反宗教改革」などと訳されて日本に受容されたことを批判した。澤田はイエディンの学説史理解をほぼ踏襲しているが、Gegenreformation/kathoische Reform 二元論だったイエディンとは異なり、専ら後者を強調している。澤田が「カトリック改革」の具体例として採録したのは、時系列的にいうとマイスター・エックハルト、ルドルフ・フォン・ザクセン、シエナのカタリーナ、ジャン・シャルリエ・ジェルソン、トーマス・ア・ケンピス、ニコラウス・ク

ザーヌス、ウォルター・ヒルトン、ジローラモ・サヴォナローラ、トーマス・モア、レジナルド・プール、教皇パウルス三世、トリエント公会議の諸教令、イグナティウス・ロヨラ、フランシスコ・ザビエル、ロベルト・ベラルミーノで、それらは「自省と自己改革、そこから出る使徒的活動、愛徳の実行」を一般的特徴とする人々の言動であるという。澤田は、イエディンが引用した前述のハルナック発言が大好きで、トリエント公会議の「改革」性を信じていた。だがその澤田も、ベラルミーノのようなカトリック勢力のプロテスタント勢力への巻き返し運動の存在を否定できず、結局は「反対宗教改革」を存置した上で、その「精神的源泉」が「カトリック改革」だったという論法で、両者を共存させている¹⁷⁾。

21世紀初頭、Gegenreformation を巡っては幾つかの議論があった。上智大学教授（イエスス会士・司祭）の川村信三（2001年）は、イエディンを引きつつ「カトリック改革」概念を導入し、イエスス会の起源は「反宗教改革」とは無縁だ、イエスス会は「軍隊」ではないと力説した。のち上智大学教授になる坂野正則（2001年）は、「宗教改革をカトリック・プロテスタント双方による16世紀から17世紀にかけての長期的運動として捉える動き」に沿って、「反宗教改革」から「対抗宗教改革」への改訳を唱道し、仏領のカルヴァン派都市ラ・ロシェルの王権による「再カトリック化」を論じた。東北大学教授の小野善彦（2005年）は、プロテスタンティズム・カトリシズムの白黒図式には反対したが、「反宗教改革」という言葉は維持しつつ、その意味内容を変えようとし、同時に *Konfessionalisierung* の翻訳として「宗派体制化」概念を用いた。山本文彦（2001年）は、領邦の規律化である *Konfessionalisierung*（「宗派化」と日本語訳）が帝国国制をも強化し、平民にまで「ドイツ国民」意識を行き渡らせる効果を有したというイエナ大学教授（近世史）ゲオルク・シュミット（1951年-）の説を紹介した¹⁸⁾。

2017年、宗教改革五百周年に『記憶と忘却のドイツ宗教改革——語りなおす歴史 1517-2017』を刊行した武蔵大学教授の踊共二（1960年-）が、第二の排斥運動を推進した。この論文集は、「マジョリティ」を嫌悪し「マイノリティ」を称揚する日本学界の価値的潮流を、宗教改革研究でも徹底しようとする

る試みである。踊は再洗礼派に感情移入し、その分ルター派に反感を向けた。踊は、ルター派が「中近世のカトリック教会と同じように「真の宗教」「正しい教え」の独占を疑わず、自派に帰依しない少数派を厳しく弾圧し、死刑や財産没収、追放刑に処し、政治的判断で黙認する場合も二級市民として差別し、監視のもとにおき、公職から遠ざけてきた」と非難し、ルター派牧師の徳善義和（1932年-）が、その岩波新書『マルティン・ルター』（2012年）で再洗礼派に言及せず、「熱心主義の人々」の名で揶揄したと激怒している。この状況認識から、踊は論題選択に際して「ルターのような巨人」を重んじて「個性的な神学者や君主、政治家、男女の信徒」を軽視する「正史」を論難して、「宗教的マイノリティ」重視を徹底した。論文集では、ルターが皮肉を込めた記述で片付けられる一方で、再洗礼派のみならず、カトリック「対抗宗教改革」が理解をもって扱われ、巡礼、聖遺物崇敬、魔女迫害、更にはイエス会やフッガー家が大々的に論じられている。また寄稿はされていないが、序文で「迫害時代のヨーロッパでユダヤ教やイスラームの教えを密かに守った人たち」にも言及がされている。「彼らの存在に——たとえそれぞれ数行でもよいから、あるいは小さな注でもよいから——言及さえしないパブリックな歴史は、いつまでも不完全なものにとどまる」¹⁹⁾。

すでに2011年、踊共二は *Konfessionalisierung* 概念の本格輸入のための理論的整理を行っていた。踊はシリング＝ラインハルト説を紹介しつつ、「宗派化」をカトリック圏、プロテスタント圏を問わず教会及び国家が支配領域の宗派的統一性を推進する運動と定義し、その手段として公式教義の確立、宣誓を通じた聖職者・官吏・非官吏への教義徹底、能動的宣教と異宗派排除、大学創設、巡察等の徹底、異宗派の宗教行為の規制、子供の命名などを通じた言語的統制を挙げた。なお訳語としては、「宗派体制化」よりも「宗派化」の方が、持続的な内面的働きかけを表現できるとした²⁰⁾。

踊共二の論文集で *Gegenreformation* 排斥に同調したのが、久留米大学准教授の大場はるか（1978年-）である。大場は、イエス会がその宣伝活動において上演した演劇や建設した祭壇に、日本における切支丹や宣教師の殉教話が題材として用いられていることに注目してきた。前述の踊編論文集への寄稿で、大

場は「対抗宗教改革」論をプロテスタント側の偏見だとし、「近年のドイツ語圏では Gegenreformation という用語の使用はもはやタブーとなっている」とした。大場は、「近年はトレント公会議に端を発する一連の動きは Katholische Reform (カトリック改革)、プロテスタントからの信者の奪回を Rekatholisierung (再カトリック化) という言葉で表現することが一般的になってきている」と説明した。こう述べるのだから、大場自身は Gegenreformation に由来する言葉は用いないのだろうと予想するのだが、不思議なことに大場は「対抗宗教改革」という用語を、「一六世紀末から一七世紀前半にかけて、プロテスタントの活動に対する明確な対抗意識とともに遂行されたカトリックの布教およびその他の信仰強化対策」と定義して自ら用いており、寄稿の表題まで「対抗宗教改革」としている。ちなみに「一六世紀末から」という限定は、トリエント公会議に至るカトリック側の動きを除外し、視野を南ドイツ諸国の動きに限定するという意図の表明だろう²¹⁾。

現代日本学界の流行を俯瞰する金澤周作監修『論点・西洋史学』(2020年)では、佛教大学准教授の塚本栄美子(プランデンブルク近世史研究)が「宗教改革／対抗宗教改革論」を担当し、第二の排斥運動を展開した。塚本は、ランケが Gegenreformation を論じたのを否定する文脈で、「対抗宗教改革」という訳語を用いた。塚本が推奨するのは、「近世カトリシズム」(ドリュモアー／オマリー)、「シリングの「宗派化」論」で、特に後者に関しては「相違性を強調する「対抗宗教改革」なる語は「カトリックによる宗派化」に取って代わられた」と断じている。とはいえ「宗派化」論も、官憲から認可されない「宗派」への考察が欠落しているのが問題だという²²⁾。

この間に西洋史学界では、宗教改革研究者以外にも、Gegenreformation 排斥運動に同調する人々が増えてきた。概説書でいうと、阿部謹也(一橋大学学長)の『物語 ドイツの歴史』(1998年)は「カトリック改革」という概念を用いており、坂井榮八郎(東京大学名誉教授)の『ドイツ史10講』(2003年)は「カトリック改革＝対抗宗教改革」あるいは「対抗宗教改革」の語を用いている。大津留厚(神戸大学名誉教授)らハプスブルク史研究者による『ハプスブルク史研究入門』(2013年)は、「対抗宗教改革」、「宗派化」、「再カトリッ

ク化」の概念を用いている²³⁾。

二. 問題の所在

筆者はこの Gegenreformation 排斥運動について、一部同意しつつも、多くの疑問を懐いている。筆者は、Gegenreformation 排斥運動は「戦後日本カトリシズム」²⁴⁾の一表現であり、また第二ヴァティカン公会議の後遺症の一種でもあると考えている。つまりそれは、カトリシズムを現代に適合的な、いわば「改革」志向の柔和な宗教に見せようとし、それに不都合な過去に触れるのを好まないという叙述姿勢である。

(1) 固定観念を再検討するのは学問の常道である。カトリック教会を初めから遅れたもの、知的でないもの、発展性のないものと決めつける固定観念は、宗教改革で喧伝されて以降、常に影響力を持ってきた。そうした党派的宣伝を一旦疑って見ることが、歴史学の視野を広げ、歴史像の精緻化に繋がる可能性は、確かに存在する²⁵⁾。筆者がマックス・ヴェーバー研究で彼の反カトリック的先入観に注意を促してきたのも、研究者が暗黙裡にプロテスタント中心史観になることを警戒してのことである²⁶⁾。

(2) だが Gegenreformation 排斥運動家が、カトリシズムに配慮するというのも、別の意味で党派的である。歴史学は過去の出来事を解明する学問であって、政治の道具ではない。世界教会運動（エキュメニズム）が展開される中、カトリック差別が起きないように、紹介する事実を選別し、カトリシズムの「改革」姿勢を目立たせるというような思考は、学問を政治の道具にする発想である。ルターを共通敵とし、ツヴィングリ研究者、再洗礼派研究者、カトリシズム研究者が連帯して、自分の研究対象を応援するというのも考え物である。プロテスタント側の批判に含まれたカトリック教会への否定的先入観を、全て偏見（事実を歪めたイメージ）だと決めつけることもできまい。否定的先入観は常に偏見とイコールではなく、否定的先入観が事実即した評価である場合もある。現代世界においてカトリシズムの評判を落とすような事実であっても、それが実際に存在したのなら、指摘するのが歴史家の仕事である。

(3) そもそも「改革」の定義をしないうまま、それがカトリック世界にあった、

なかったという水掛け論をするのは、無益である。「改革」について最小限の定義をするならば、「改め変えること」となるだろう。こうした価値中立的な「改革」なら、あらゆる組織に存在して当たり前である。「カトリック改革」の時期も、15・16世紀などに限定されるべきではない。だが、Gegenreformation 論議でカトリック教会にあったかが問われているのは、そうした価値中立的な「改革」ではなく、何かしら肯定的評価を帯びた「改革」のようである。だがそれが具体的に何なのかは定義されていない。イエディンにしても澤田昭夫にしても、まず「改革」を定義して、それに当てはまる事実を網羅的に析出するというのではなく、自分がカトリック世界刷新の試みだとして好意的に見ているものを、「改革」と呼んで並べている、という印象が拭えない。

(4) 「改革」とはよい行いだと当たり前のように思うのも早計である。現代日本政治では、それぞれの方向性がまるで違うのに、誰もが「改革」を標榜して、有権者の歓心を買おうとする。だが「変えることこそ正しい」という風潮は、人間社会では必ずしも一般的なものではない。「問題がなければ変える必要がない」あるいは「変えないことこそ正しい」という価値判断も、歴史上は少なくなかった。マックス・ヴェーバーやカール・マンハイムのいう合理主義・伝統主義・保守主義は、上記の3つの発想と重なっている。儒学は、古代の堯舜の時代を理想とし、そこからの変容は墮落だと考えた。またギリシア正教は、神の「正しい讚美」^{オルトドクス}の在り方を変えずに継承することを標榜した。ローマ公教、すなわちカトリシズムにおいても、「正統信仰」を頑なに守ろうとした局面は多々あった。例えば教皇ピウス一〇世は、「反近代主義者宣誓」を聖職者に課している。教皇ベネディクトゥス一六世は、教理省長官時代に、政治の任務は変えることだというのは啓蒙時代の発想で、マルクス主義で極端な形態を帯びたが、イエスは「救済者」(Salvator)であると同時に、「護持者」(Conservator)とも見られていたのだと説いていた²⁷⁾。「改革」をカトリック世界の内部に懸命に見つけようとする態度自体は、プロテスタンティズムや近代に感化された態度であり、カトリシズムを過剰にプロテスタント的に、あるいは近代的に見せることに繋がるのである。

(5) プロテスタント的、近代的「改革」ばかりを強調することで、カトリッ

ク教会の別な一面が見えなくなる。日本の Gegenreformation 排斥運動では、内省的なもの、清貧なもの、利他主義的なもの、反権威主義的なものが、「カトリック改革」だとして前面に出されるが、それはカトリック教会の一面でしかない。英国教会以外のプロテスタンティズムは、カトリック教会の位階制度、教会装飾、聖像画を攻撃し、これを除去しようとした。トリエント公会議以降のカトリック教会は、この批判を逆手に取り、それらをカトリック教会の特徴として明確化する「改革」を行った。荘厳なバロック教会堂は神の世界を表現して訪問者を魅了し、教皇は三重冠を戴いて、移動用聖座に乗り、一对の聖扇を従えて入場していた。聖人崇敬も聖処女崇敬も聖遺物崇敬も、聖体行列も教会巡礼も、カトリック君主の神聖化も教会の世俗支配も、異端審問も魔女裁判²⁸⁾も、近世以降のカトリック史の重要な一面だった筈である。だがそうした教会や君主や民衆の営みは、澤田世代の日本の Gegenreformation 排斥運動家には好まれなかったらしい。ヨハン・エックやペトルス・カニシウスなど、近世カトリック教会を牽引したプロテスタンティズム批判者は、「カトリック改革」の著作集には含まれていない。「論争神学」は、現代カトリシズムにとって存在したこと自体が不都合なのだろう。ちなみに現代教会の描き方にも、これと同類の問題がある。教皇ベネディクトゥス一六世について、その長年の直弟子である里野泰昭は、「解放の神学」批判、イスラム批判など、教皇の保守的とされる側面を懸命に否認しているが、これは途方もない発言である²⁹⁾。

(6) Gegenreformation 排斥運動家を選ぶ「改革」の実例にも問題がある。

トリエント公会議を「カトリック改革」の代表例と見ることは、どういう意味で可能だろうか。そこでは贖宥状販売を停止した以外、従来の方針（ウルガタ聖書の正統性、啓示の源泉としての「書かれた聖書と書かれざる伝承」との対等性、信仰及び善行による義化、七種の秘蹟、聖人・聖遺物・聖像画崇敬など）を明確化し、その徹底のために『禁書目録』、『公教要理』、『ミサ典書』を定め、異端審問所を設置し、更に綱紀粛正をした（聖職禄の重複禁止）のが実情であった。その際、帝国議会でのようなプロテスタントの意見聴取もなかった。この公会議の問題関心は、カトリック教会を長年の流れに沿って自発的且つマイペースに「改め変えること」ではなく、宗派対立に身構えて理論武装す

ることであって、「反」宗教改革というのが自然ではないか。

ちなみに歴史学者が語る「カトリック改革」論には、政治学界では定番の話題が出てこない。マルシリオやウィリアムの公会議主義は、民主主義の一派流として紹介されてきた。また主権論のジャン・ボダン（1530年-1596年）、王権神授説のジャック＝ベニーニュ・ボシュエ司教（1627年-1704年）は、近世国家（強大な君主制国家）の理論家とされてきた。これらはカトリシズムの近代への貢献といえる筈だが、政治は社会史一辺倒の歴史学者のお気に召さないのだろうか。

(7) 「近年のドイツ語圏では *Gegenreformation* という用語の使用はもはやタブーとなっている」という学説史理解は、歴史的にも神学的にも誇張だと思われる。

大場はるかはその典拠として「Ebd.」を挙げているが³⁰⁾、これが前註にある「Dieter J. Weiss, *Katholische Reform und Gegenreformation : Ein Überblick*, Darmstadt : Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 2005, 11-17.」のことだとすれば、内容的に整合しない。ここでミュンヘン大学教授（バイエルン史）のディーター・ヴァイス（1959年-）は、*Gegenreformation* 概念を排除していないどころか、*Katholische Reform* と並ぶ分析概念として用いており、自著の書名にまで採用している。彼が否定したのは、*Reformation* の時代から *Gegenreformation* / *Katholische Reform* の時代へという二つの時代区分のみである。

ヴァイスと同じ理解をしているのが、ヴェルツブルク大学教授（教会史）クラウス・ガンツァー（1932年-）である。ドイツ語圏の代表的神学辞典であるヴァルター・カスパー枢機卿編『神学・教会辞典』（第三版：1993年-2001年）で、ガンツァーは *Gegenreformation* 及び *Katholische Reform* の項目を執筆し、前者の枠内で後者の位置付けも行った。ガンツァーは *Gegenreformation* を *Konfessionalisierung* の問題として見ており、そこでは統治機構の変容が主に扱われ、神学への言及は少なく、美術的話題は僅かである。*Katholische Reform* の項目は短いが、15・16世紀の神学の変容が説明されている。なおこの辞典で *Konfessionalisierung* の項目を担当したのもガンツァーで、ツェーデン以降の学説変容が紹介されている³¹⁾。

ただ「使用はタブー」とは言えずとも、「近年のドイツ語圏」の研究者の間で、Gegenreformation を用いない例はある。ミュンヘン大学教授（教義学・教義史）からレーゲンスブルク司教となり、教皇ベネディクトゥス一六世に教理省長官（2012年-2017年）に登用されたゲルハルト・ルートヴィヒ・ミュラー枢機卿（1947年-）の教科書『カトリック教義学』（2012年）は、「宗教改革とカトリック的=トリエンツ的スコラ学」という節を設け、世界教会運動を意識して15世紀から18世紀までの神学を包含している。そこには「反宗教改革」という表現がなく、1518年にルターをアウクスブルクで審問したカジェタン枢機卿、エック、カニシウス、ボシュエから、ルター、カルヴァン、ツヴィングリ、シュペーナー、ツィンツェンドルフ伯爵、ライプニッツなど、多様な人物が列記されている。そこでは論争神学だけでなく、宗派統合の試みも論じられている³²⁾。ゲッティンゲン大学教授（教会史）トーマス・カウフマン（1962年-）は、プロテスタントの観点からの宗教改革史『救済されし者と劫罰を受けし者』（初版2016年）で、自らはGegenreformation 概念を用いず、それをカトリシズムの受動性を強調した表現として批判したロルツやイエディンを紹介している。また彼は、Konfessionalisierung の概念を肯定的に紹介している³³⁾。ミュンスター司教領の領邦形成を研究したテュービンゲン大学教授（カトリック神学部・教会史）アンドレアス・ホルツェム（1961年-）は、2巻本の『ドイツのキリスト教』（2015年）で、Gegenreformation を巡る議論を振り返りながら、自らは専らKonfessionalisierung の概念を用いて分析している。ホルツェムはこの概念を、政治的・宗教的意味で用いている³⁴⁾。だがそのホルツェムも援用する、近代独伊のカトリシズムへの否定的先入観を研究したコンスタンツ大学教授マヌエル・ボルツタ（1971年-）の博士論文『反カトリシズム』（2010年）は、Gegenreformation 概念を再三に互って用いている³⁵⁾。

カトリック系歴史家がGegenreformation を用いたがらないのは、近年の傾向ではないらしい。すでに1946年にイエディンが、「カトリックはGegenreformation の概念を全く用いないか、あるいは留保付きでのみ用いる」と述べている³⁶⁾。近年の傾向とは、カトリックだけでなく、かつてGegenreformation をよく用いていたプロテスタントまでも、カトリックへの遠慮からその使用を控えるよう

になっている、ということだけなのかもしれない。

ちなみに「○○という用語はタブーだ」という物言いは、学問の自己否定である。「タブー」とは、何らかの政治的理由から特定の事実を指摘できないという現象ではないか。だとすれば、「タブー」とは歴史学に内在するものではなく、外在的な阻害要因である。Gegenreformation が「タブー」だというのは、現代カトリック「改革派」の意向を付度して、歴史叙述を自主規制することになると思われる。

(9) 意味合いの異なる「対抗宗教改革」概念が日本学界内で混在しているのも、誠に不都合である。一方で、「反宗教改革」の改善訳としての「対抗宗教改革」が推奨され、他方で「カトリック改革」へと変更されるべき旧表現としての「対抗宗教改革」が排斥されている。しかも両者は、日本学界内で混在するだけでなく、同一人物の同一文章のなかで混在していることもあり、これでは学界あるいは当該論者が「対抗宗教改革」という概念を推奨しているのか、批判しているのかも分かりにくい。とりわけ Gegenreformation 系概念の厳しい排斥者が、結局は「カトリック改革」と並行して Gegenreformation 系概念を存置するというのも矛盾した話で、それなら「反カトリック的偏見に満ちた歴史観」批判など初めからしなければよいだろう。

(10) 「対抗宗教改革」は日本語としても誤解を生みやすい言葉である。「対抗」宗教改革は「反」宗教改革よりカトリック教会の自主的改革姿勢を示す訳語だという第一の排斥運動の主張は、日本語理解として必ずしも一般的ではない。この意味で第二の排斥運動が、Gegenreformation というドイツ語に由来する限り、結局はどの日本語訳でも同じく問題だと考えたのは、一理ある。

(11) 欧州近世史研究において Konfessionalisierung という概念は使用可能だが、その扱いには注意を要する。

Konfessionalisierung とは政治（あるいは規律という社会現象）の問題であり、そこでは宗教はその媒体に過ぎない。このため Konfessionalisierung の訳語は「宗派体制化」がよいだろう。宗教の一分派としての宗派は、1521年のルター破門で成立し、第一シュパイヤー帝国議会、アウクスブルクの和議、ヴェストファーレンの講和で帝国法上も根拠を得ている。宗派の方針が国家内で徹底さ

れていくという秩序形成の過程は、国家だけでなく教会や基礎自治体も担っていたとしても³⁷⁾、また宗教という内面領域に関してのことだとしても、本質的に政治の問題だと言わざるを得ない。

「宗派体制化」という政治の説明により、カトリシズムという宗教の「近代性」が証明されるわけではない。カトリック系領邦国家の「宗派体制化」が「近代的」政治の端緒と呼ぶうとしても、それはカトリシズムという宗教が近代的になったことを意味するわけでは必ずしもない。国家神道体制の構築が近代日本国家形成の一環だったとしても、国民統合の媒体とされた神道が近代的な宗教だったとは必ずしもいえないのと同じで、統治方法が近代的でもその道具が近代的だったとは限らない。

Konfessionalisierung 概念の導入により、カトリック勢力もプロテスタント勢力も同じ「改革」勢力だと殊更に強調するのも考え物である。ラインハルトの議論は、Gegenreformation を駆逐するという結論が先走っている印象が否めない。カトリック系領邦とプロテスタント系領邦とにおける Konfessionalisierung なるものがあつたか、あつたとして同類だったかは、演繹的ではなく帰納的に論じられるべきであり、同類であつたにしても、それは基本的に政治の問題であつて宗教の問題ではない。ちなみにラインハルトは、結局 *katholische Konfessionalisierung* の特徴は保守的である点にあり、古い教会であることを美德とするものだと認めている³⁸⁾。

(12) カトリック側の旧領恢復運動を「再カトリック化」(Rekatholisierung) と呼ぶことは可能だろうが、それは「反宗教改革」(Gegenreformation) 概念の代替物にはなりえない。前者は後者の特殊な一局面でしかないのである。「再カトリック化」の代表例は、ハプスブルク家領におけるものである。バイエルン公国や(残存した)聖界諸侯領は、終始カトリックのままで、その体制の引き締めが行われたので、「再カトリック化」には当たらない。Gegenreformation は全体を包含するのである。

(13) ルターの宗教改革を軽視しようとするのは無理がある。ルターに対しては、すでに禁欲のプロテスタンティズム研究者のヴェーバーによるルター派領邦教会批判があつたが、近年は「マイノリティ」称揚への拘りから、「巨人」

ルターの世界史的役割を認めたくない人々がいる。

従来の教会から離反して、全く新しい組織及び教義を作り上げたルター、ツヴィングリ以降のプロテスタント諸派と、綱紀粛正はしたが従来の教会の基本原則を維持し、専らその明確化・尖鋭化に努めたカトリック勢力とを、等しく「改革」勢力と呼ぶというのは、誰が見ても不釣り合いではないだろうか。プロテスタント勢力もカトリック勢力も、それぞれの宗派の主体性維持のために努力したとはいえるだろうが、その努力を同じ「改革」の言葉で表現するのは適切なのだろうか。両宗派の努力を等しく「改革」と呼ばなければ、「プロテスタント的偏向」とみなされるというのだろうか。

「マイノリティ」「周縁」を重視し「マジョリティ」「中心」を軽視するというドーナツ化現象は、偏向の温床ともなる。ルターの宗教改革が初めてカトリック教会の西方教会圏での独占支配を破り、宗教戦争・宗派共存、教会財産没収を伴う君主権強化、清教徒革命、啓蒙思想、アメリカ独立戦争といった一連の大変革をもたらしたのではないのだろうか。ルターがウィクリフ、フス、サヴォナローラが持ちえなかった欧州史的・世界史的役割を果たしたのは動かしがたい事実であって、その影響を地域的に限定するかのような「ドイツ宗教改革」という表現も不自然である。「九十五箇条の命題」がヴィッテンベルク城教会の門に実際に掲げられたか否か、などという問いは、ルターの意義とは一切関係なく、繰り返し論じる意味が分からない。『記憶の忘却のドイツ宗教改革』が2017年を刊行年に選んだのも、1517年の歴史的重みを暗黙裡に認めたからだろう。ツヴィングリや再洗礼派の運動も、ルター騒動の渦中で拡大したのである³⁹⁾。

三. 今後の Gegenreformation 概念の扱い方についての提案

以上の考察を踏まえて、筆者は今後の Gegenreformation 概念の扱い方についての提案を行いたい。

(1) ルター派や領邦教会への反感、「宗教的マイノリティ」への憐憫、世界教会主義への配慮、カトリック系中東欧への感情移入などのため、歴史叙述を「政治的に正しく」調整するというのは、歴史叙述の政治的潤色に他ならない。

歴史学は、現代のキリスト諸教会の都合に左右されずに、行われるべきである。

(2) 今後の宗教改革研究は、Katholische Reform 及び Gegenreformation の二本立てで行く。両者は共に、個々の措置ではなく一般的潮流とする。日本語の訳語について、Katholische Reform は「カトリック改革」とし、Gegenreformation は「反宗教改革」とする。Gegenreformation を「対抗宗教改革」と訳すことは、もはや適当ではない。この概念はいま日本で、一方で「反宗教改革」よりもカトリック教会の自主性を認める言葉として推奨され、他方で「反宗教改革」と同様にカトリック教会の受動性・保守性を強調する言葉として排斥されている。このように意味合いが曖昧になった「対抗宗教改革」という概念は、もはや学術用語として適さない。

(3) 「カトリック改革」には、価値中立的にカトリック教会における「改め変えること」全てを包含する。一般に組織は絶えず変更をし続けているものであるから、当然「カトリック改革」にも多様なものが含まれるだろう。プロテスタンティズムとの対等性を強弁するために、宗教改革前後ばかりを凝視するのも不自然である。教皇権や位階制を強化するのも緩和するのも、十字軍も異端・魔女迫害も世界教会運動も宗教間対話も、論争神学も異端審問も宗教対話も、教皇不可謬宣言も公会議主義も、組織的に分離する前のルターやツヴィングリの運動も、それ以前の状態を「改め変えること」を試みた面では、みな「カトリック改革」の実例となる。自発教令スンモールム・ポンティフィクム (2007年) を出したベネディクトゥス一六世も、自発教令トラディティオーニス・クストーデス (2021年) を出したフランキスクスも、それ以前の潮流を「改め変えること」を試みた点では、等しく「改革」派教皇とみなされなければならない。

(4) 「反宗教改革」は「プロテスタント勢力との闘争におけるカトリック勢力の自己主張」と定義する。それは、1517年のルターの問題提起から始まった、プロテスタンティズムのカトリック教会批判に対する反撃である。「カトリック改革」のマイペースぶりを誇張して、プロテスタンティズムがカトリシズムに与えた衝撃、後者の前者への反撃を軽視することは、歴史の公平な描き

方とは思えない。

「再カトリック化」や（カトリック系領邦の）「宗派体制化」は、「反宗教改革」の枠内で見られた多様な現象のなかに含まれる。プロテスタンティズムの暴力的・抑圧的側面にも目を向け、カトリック、ルター派、カルヴァン派の諸領邦に「宗派体制化」という共通現象がどの程度あったかを議論することは可能だが、初めから顕著な共通性があったという前提で議論するのは本末転倒である。

(5) 西洋語文献にある Gegenreformation の類を「対抗宗教改革」と日本語訳するのは、もう止めるべきである。カトリック教会の自主的「改革」姿勢を強調したい西洋人研究者は、Gegenreformation ではなく、katholische Reformation、katholische Reform、Konfessionalisierung といった別概念を用いて、その方針を表現してきた筈である。Gegenreformation という言葉にまでその自主的「改革」姿勢を読み込んでしまうというのは、日本学界固有の、第一の排斥運動による曲解で、国際的には通用しない。「ここでいう対抗宗教改革とは、ルターに象徴的に代表される宗教的な少数派に対してローマ教会の側が行った容赦のない闘争のことである」⁴⁰⁾ というような訳文は問題で、「対抗宗教改革」を「反宗教改革」に、「宗教的な少数派」を「宗教的異分子」に変更しなければ意味が通じない。

注

- 1) 村川堅太郎／江上波夫／山本達郎／林健太郎『再訂版 詳説世界史』（山川出版社、昭和63年）、170頁。成瀬治「反宗教改革から三十年戦争へ」、成瀬治／山田欣吾／木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史1』第2刷（山川出版社、平成14年）、469-507頁。
- 2) 本論のピューターからイエディンに至る学説整理は、以下を基礎に置いている。Hubert Jedin, *Katholische Reformation oder Gegenreformation?*, Luzern 1946.
- 3) Johann Stephan Pütter, *Die Augsburgische Confession*, Göttingen 1776.
- 4) Moritz Ritter, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Gegenreformation und des Dreißigjährigen Krieges*, (1555-1648), Bd. 1: 1555-1586, Stuttgart 1889.
- 5) Eberhard Gothein, *Ignatius von Loyola und die Gegenreformation*, Halle 1895.
- 6) Wilhelm Maurenbrecher, *Geschichte der katholischen Reformation*, Bd. 1, Nödlingen

- 1880, S. V–VIII.
- 7) Hermann Baumgarten, [Rezension von: Maurenbrecher, Geschichte der katholischen Reformation], in: Historische Zeitschrift, Bd. 46 (1881), S. 154–164.
 - 8) Ludwig Frhr. von Pastor, Geschichte der Päpste im Zeitalter der katholischen Reformation und Restauration: Pius IV (1559–1565), Freiburg (Br.) 1923.
 - 9) Jedin, Katholische Reformation oder Gegenreformation?, S. 32–38, 42.
 - 10) Jedin, Katholische Reformation oder Gegenreformation?, S. 49–66.
 - 11) Hubert Jedin, Geschichte des Konzils von Trient, 5 Bde., Sonderausgabe der 3. Aufl., Freiburg (Br.) 2017.
 - 12) Heinrich Richard Schmidt, Sozialdisziplinierung? Ein Plädoyer für das Ende des Etatismus in der Konfessionalisierungsforschung, in: Historische Zeitschrift, Bd. 265 (1997), S. 641.
 - 13) Ernst Walter Zeeden, Grundlagen und Wege der Konfessionsbildung in Deutschland im Zeitalter der Glaubenskämpfe, in: Ders., Konfessionsbildung. Studien zur Reformation, Gegenreformation und katholischen Reform, Stuttgart 1985, S. 67–112.
 - 14) Wolfgang Reinhard, Gegenreformation als Modernisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: Archiv für Reformationsgeschichte, Bd. 68 (1977), S. 226–252; Ders., Zwang zur Konfessionalisierung? Prolegomena zu einer Theorie des konfessionellen Zeitalters, in: Zeitschrift für historische Forschung, Bd. 10 (1983), S. 257–277. シリングもこの点でラインハルトに同調している。Heinz Schilling, Die Konfessionalisierung von Kirche, Staat und Gesellschaft – Profil, Leistung, Defizite und Perspektiven eines geschichtswissenschaftlichen Paradigmas, in: Reinhard/Schilling (Hrsg.), Die Katholische Konfessionalisierung, Münster 1995, S. 3.
 - 15) 神吉敬三「対抗宗教改革美術としてのスペイン・バロック絵画」、『ユリイカ』第6巻第3号(青土社、1984年)、170–181頁(引用は170頁・強調は原文)。
 - 16) 和田咲子「ヤコポ・リゴツィ(1543–1627)の絵画作品における再考——コレクションニズムと対抗宗教改革の影響」、『千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書第67集：権力と視覚表象(Ⅲ)』(刊行年不詳)、13–30頁。宮下孝晴／吉住磨子「Evangelicae Historiae Imagines (1953)に関する一考察——対抗宗教改革期におけるイエズス会の宗教美術(1)」、『金沢大学教育学部紀要：人文科学・社会科学編』第41号(1992年)、65–86頁。大原まゆみ「対抗宗教改革の造形としての舟形説教壇」、『芸術学研究』第8号(1998年)、1–14頁など。
 - 17) 澤田昭夫「解説」及び「あとがき」、『宗教改革著作集 第十三巻 カトリック改革』(教文館、平成6年)、549–595頁。
 - 18) 川村信三「カトリック改革」のなかの新修道会としてのイエズス会の歴史的意義、

- 『キリスト教史学』第55号（平成13年）、78-93頁。坂野正則「17世紀フランス港湾都市ラ・ロシエルにおける対抗宗教改革」、『クリオ』第15号（平成13年）、35-50頁（引用は35頁）。小野善彦「宗教改革とカトリック社会——宗派形成初期のバイエルン」、『歴史』第104号（平成17年）、1-31頁。山本文彦「帝国国制と宗派化」、『西洋史研究』新輯第30号（東北大学、平成13年）、171-182頁。
- 19) 踊共二編著『記憶と忘却のドイツ宗教改革』、6-10、287-289頁。
- 20) 踊共二「宗派化——ヨーロッパ近世史のキーコンセプト」、『武蔵大学人文学会雑誌』第42巻第3・4号（平成23年）、270-221頁。
- 21) 大場はるか「対抗宗教改革——イエズス会劇が映すもの」、踊共二編著『記憶と忘却の宗教改革』（ミネルヴァ書房、平成29年）、189-190頁。
- 22) 塚本栄美子「宗教改革／対抗宗教改革論」、金澤周作監修『論点・西洋史学』（ミネルヴァ書房、令和2年）、150-151頁。
- 23) 阿部謹也『物語 ドイツの歴史』（中央公論新社、平成10年）、133頁。坂井榮八郎『ドイツ史10講』（岩波書店、平成15年）、88頁。大津留厚／水野博子／河野淳／岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門』（昭和堂、平成25年）、7、9、52、54-55、60、63、64、97頁。
- 24) 今野元『教皇ベネディクトゥス一六世』（東京大学出版会、平成27年）、9-10頁。
- 25) 福田歓一『政治学史』第7刷（東京大学出版会、平成4年）では、宗教改革に関してはプロテスタント諸派の動きが強調されるが、カトリック側についてはベラルミーノらの抵抗権理論のほかは、「反対改革」あるいは「反対宗教改革」としてイエズス会の対抗運動、ポダンの主権論などへの言及が見られる。佐々木毅／鷲見誠一／杉田敦『西洋政治思想史』第7刷（北樹出版、平成19年）は、近代政治理念の起源を辿るという問題関心が強く、公会議主義や主権論への言及はあるが、宗教改革期はプロテスタンティズム中心の記述になっている。
- 26) 今野元「マックス・ヴェーバーとカトリック世界——近代批判的ヴェーバー研究の歴史学的批判」、『政治思想研究』第14号（2014年）、171-200頁。
- 27) Joseph Ratzinger, *Werte in Zeiten des Umbruchs*, Freiburg (Br.) 2005, S. 10-27.
- 28) 野村仁子「いわゆる『魔女への鉄槌』における「魔女」概念について」、『宗教研究』第85巻第4号（平成24年）、1119-1120頁。
- 29) 里野泰昭「ラツィンガー教授から受けたこと、その思い出」、ベネディクト16世ヨゼフ・ラツィンガー（里野訳）『新ローマ教皇わが信仰の歩み』（春秋者、平成17年）、254-259頁。里野泰昭「訳者あとがき」、ラツィンガー前掲書、270頁。里野泰昭「ベネディクト十六世のイスラム発言について」、『春秋』第487号（平成19年）、4-7頁。
- 30) 大場はるか「対抗宗教改革——イエズス会劇が映すもの」、204頁。ちなみに

Gegenreformantion は *Gegenreformation* の誤記と思われる。

- 31) Klaus Ganzer, *Gegenreformation*, in: Walter Kasper (Hrsg.), *Lexikon für Theologie und Kirche*, Sonderausgabe der 3. Aufl., Freiburg (Br.) 2006 [unten: LThK], Bd. 4, Sp. 346–350; Ders., *Katholische Reform*, in: LThK, Bd. 5, Sp. 1358–1360; Ders., *Konfessionalisierung*, in: LThK, Bd. 6, Sp. 234–235.
- 32) Gerhard Ludwig Müller, *Katholische Dogmatik*, 4. Aufl., Freiburg (Br.) 2012, S. 98–100.
- 33) Thomas Kaufmann, *Erlöste und Verdammte*, 4. Aufl., München 2017, S. 415–421.
- 34) Andreas Holzem, *Christentum in Deutschland*, 2 Bde., Paderborn 2015.
- 35) Manuel Borutta, *Antikatholizismus*, Göttingen 2010, S. 130, 243, 396.
- 36) Jedin, *Katholische Reformation oder Gegenreformation?*, S. 7 f. ちなみにここでイエディンは、ルターらの *Reformation* を *die Glaubens- und Kirchenspaltung* と表現し、*Erneuerung der katholischen Kirche* と対置しているが、これはプロテスタント側の動きを単なる「分断」と表現し、専らカトリック側の動きを「改革」と見る、カトリック本位の解釈ではないか。
- 37) Schmidt, *Sozialdisziplinierung?*, S. 642 f.
- 38) Wolfgang Reinhard, *Was ist katholische Konfessionalisierung?*, in: Reinhard/Schilling (Hrsg.), *Die Katholische Konfessionalisierung*, Münster 1995, S. 420, 450 f.
- 39) シリングは近年、ルター伝、カール五世伝を執筆している (Heinz Schilling, *Martin Luther*, München 2012; Ders., *Karl V.*, München 2020)。
- 40) アドリアーノ・プロスペリ (大西克典訳) 『トレント公会議』 (知泉書館、平成29年)、160頁 (Adriano Prosperi, *Il Concilio di Trento*, Torino, Einaudi, 2001, p. 148.)。

※本稿は令和2年度学長特別教員研究費「近世バイエルンの多文化共生——宗教改革・宗教戦争・宗派共存」の成果の一部である。